

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第三十三条第一項の規定により定められた次の都市公園を設置すべき区域を廃止する。

令和七年三月二十八日

奈良県知事 山下 真

一 都市公園を設置すべき区域

磯城郡田原本町大字阪手及び大字西井上の各一部（別紙図面のとおり）

（別紙図面は省略し、奈良県地域創造部大和平野中央構想・スタートアップ推進課において縦覧に供する。）

二 面積

約六・一ヘクタール